

(設置)

第1条 森林の特性を活用し、地域住民の憩いの場として、那珂川町観光乗馬施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 観光乗馬施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 那珂川町観光乗馬施設「ホースランド」
- (2) 位置 那珂川町小口1733番地

(施設)

第3条 那珂川町観光乗馬施設(以下「ホースランド」という。)に次の施設を整備する。

- (1) 管理棟 2棟
- (2) 畜舎 2棟
- (3) 作業用建物 1棟
- (4) 馬場

丸馬場

角馬場

外周馬場

- (5) 観賞施設

(管理及び運営)

第4条 ホースランドは、常に良好な状態を維持するよう管理し、最も効果的に運営しなければならない。

(利用の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、ホースランドの利用を許可しない。

- (1) その利用がホースランドの設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ホースランドの管理上支障があるとき。

(特別の設備の制限)

第6条 利用者は、ホースランドを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第7条 町長は、特に必要と認める場合は施設の一部又は全部を使用させることができる。ただし、この場合においては別表に定める使用料を徴収するものとする。

(使用料の減免)

第8条 町長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、町長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者は、故意又は過失により施設を滅失又は破損したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(管理運営の委託)

第11条 町長は、ホースランドの管理運営を委託することができる。

(委任)

第12条 [この条例](#)に定めるもののほか、ホースランドの管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 [この条例](#)は、平成17年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 [この条例](#)の施行の日の前日までに、合併前の馬頭町観光乗馬施設の設置等に関する条例(平成2年馬頭町条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第7条関係)

種別	区分	金額
管理棟	2棟	月額 60,000円
畜舎	2棟	
作業用建物	1棟	
馬場	丸馬場 角馬場 外周馬場	